香川県広域水道企業団職員就業規則の一部改正する規則をここに公布する。 平成31年3月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則 香川県広域水道企業団職員就業規則(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(趣旨)

第1条 <u>この規則</u>は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定に基づき、香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に勤務する企業職員(以下「職員」という。)の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務代休時間)

第10条 企業長は、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、別に定める期間内にある第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項又は第7条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(次条に規定する休日及び第12条第1項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

(年次休暇)

第14条 略

2~6 略

7 第1項又は第2項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項

(趣旨)

第1条 <u>この規程</u>は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定に基づき、香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に勤務する企業職員(以下「職員」という。)の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務代休時間)

第10条 企業長は、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、別に定める期間内にある第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項又は第7条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第11条に規定する休日及び第12条第1項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

(年次休暇)

第14条 略

 $2\sim6$ 略

の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、企業長が、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が同項による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第16条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

$(1)\sim(7)$ 略

(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法<u>(明治29年法律第89号)</u>第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号)</u>第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(9)~(22) 略

2 略

(香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例の適用除外)

第26条 <u>この規則</u>及びその施行のための条例、規則又は企業管理規程の規定による手続については、香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第8号)第3

(特別休暇)

第16条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

$(1)\sim(7)$ 略

(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(9)~(22) 略

2 略

(香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例の適用除外)

第26条 <u>この規程</u>及びその施行のための条例、規則又は企業管理規程の規定による手続については、香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第8号)第3

条の規定は、適用しない。

第27条 <u>この規則</u>の施行のために作成することとされている請求書等(請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして企業長が定めるものをいう以下同じ。)の作成をもって、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。

2 略

(電磁的方法による提出)

第28条 <u>この規則</u>の施行のための請求書等の提出については、当該請求書等が 電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって企業長が定める ものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 略

(退職の手続)

第30条 職員が退職しようとするときは、書面をもって企業長に願い出なければならない。ただし、定年に達したことにより退職する場合(定年に<u>達した者が</u>地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職する場合を含む。)及び任期を定めて採用された職員が任期の終了により退職する場合は、この限りでない。

(分限)

第33条 職員が地方公務員法第28条第1項各号又は第2項各号の規定に該当するときは、その意に反して、これを降任し、免職し、又は休職することができる。

2 · 3 略

(懲戒及び解雇)

条の規定は、適用しない。

第27条 <u>この規程</u>の施行のために作成することとされている請求書等(請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして企業長が定めるものをいる以下同じ。)の作成をもって、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。

2 略

(電磁的方法による提出)

第28条 <u>この規程</u>の施行のための請求書等の提出については、当該請求書等が 電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって企業長が定める ものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 略

(退職の手続)

第30条 職員が退職しようとするときは、書面をもって企業長に願い出なければならない。ただし、定年に達したことにより退職する場合(定年に<u>達した者で</u>地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職する場合を含む。)及び任期を定めて採用された職員が任期の終了により退職する場合は、この限りでない。

(分限)

第33条 職員が地方公務員法第28条第1項各号又は第2項各号の規定に該当するときは、その意に反して、これを降任し、免職し<u>又は</u>休職することができる。

2 · 3 略

(懲戒及び解雇)

第35条 職員が地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当するときは、 懲戒処分として戒告、減給、停職又は<u>免職をする</u>ことができる。

2 · 3 略

(安全衛生)

第39条 職員の安全衛生に関する事項は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他別に定めのあるもののほか、香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号)の定めるところによる。

(委任)

第44条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第35条 職員が地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当するときは、 懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職することができる。

2 · 3 略

(安全衛生)

第39条 職員の安全衛生に関する事項は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他別に定めのあるもののほか<u>香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程</u>(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号)の定めるところによる。

(委任)

第44条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。